

「給与計算実務能力検定1級模擬試験講座」をご受講の方へ

「給与計算実務能力検定1級模擬試験講座」の「スライド集」につきまして、一部訂正箇所がございますので、お詫びして訂正させていただきます。

<訂正箇所>

【スライド集（1級）】

（スライド50）<【問20】 賞与に係る社会保険料>

下記箇所について訂正をお願い致します。

- (正) 6 / 1 (月表示)
- 6 / 25 (給与支払日)
- 5月分 (保険料控除月)
- 7 / 1 (月表示)

**【問20】 賞与に係る社会保険料** テキストP108

**<賞与支払月に40歳に達する被保険者がいるとき>**  
賞与支払月に40歳に達する被保険者へ支払う賞与からは、介護保険の保険料を控除する。

例) 賞与支払日が6月9日で、誕生日が6月16日  
(毎月の給与は月末締め・翌月25日払いと仮定)

6/1 6/9 賞与支払 6/15 40歳に達した日 6/25 給与(5月分)支払 7/1

控除する健康保険の保険料には介護保険の保険料の分も含む

控除する健康保険の保険料には介護保険の保険料の分は含まない (その控除は翌月から)

50

- (誤) 7 / 1 (月表示)
- 7 / 25 (給与支払日)
- 6月分 (保険料控除月)
- 8 / 1 (月表示)

**【問20】 賞与に係る社会保険料** テキストP108

**<賞与支払月に40歳に達する被保険者がいるとき>**  
賞与支払月に40歳に達する被保険者へ支払う賞与からは、介護保険の保険料を控除する。

例) 賞与支払日が6月9日で、誕生日が6月16日  
(毎月の給与は月末締め・翌月25日払いと仮定)

7/1 6/9 賞与支払 6/15 40歳に達した日 7/25 給与(6月分)支払 8/1

控除する健康保険の保険料には介護保険の保険料の分も含む

控除する健康保険の保険料には介護保険の保険料の分は含まない (その控除は翌月から)

50